

1 福島県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付の概要

【自立支援資金の概要】

- 1 この資金は、福島県内の児童養護施設等に入所中又はこれらを退所した方、及び里親等に委託中又は委託を解除された方の円滑な自立を支援するため、無利子で貸付けます。
- 2 自立支援資金を借り受け、大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就職を継続した場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部又は一部が免除されることがあります。

(1) 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者

児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業をいう）に入所中又は退所した方、並びに里親等（里親、ファミリーホームをいう）に委託中又は委託を解除された方のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれない方で次のとおりです。

① 生活支援費

大学や高等専門学校及び専修学校等（以下大学等という。）への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された方（以下「進学者」という。）。

② 家賃支援費

進学者のほか、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された方、並びに、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除になった方（以下「就職者」という。）。

③ 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方で、就職に必要な資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」という。）。

なお、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある方で、大学等に在学する方を含みます。

(3) 貸付期間

- ① 生活支援費 大学等に在学する正規の修学期間
- ② 家賃支援費 進学者については、大学等を在学する期間とし、就職者については、退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間。

(4) 貸付額

- ① 生活支援費 月額50,000円
- ② 家賃支援費 1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む）とし、住居する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とします。
- ③ 資格取得支援費 資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とします。

(5) 資金の交付

資金契約後、生活支援費及び家賃支援費は年4回に分け、資格取得支援費は一括で指定の口座に振り込みます。

(6) 連帯保証人

原則として連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人は、貸付を受けた方が資金の返還を求められ、資金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担し、返済していただきます。

(7) 貸付利子

- ① 貸付利子は、無利子です。
- ② 返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5%の延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(8) 自立支援資金の返還免除

- ① 進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。
- ② 就職者 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。
- ③ 資格取得希望者 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合には、大学を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき。

2 貸付申請・決定時の手続き

申請は、児童養護施設等又は里親等（児童相談所経由）、里親等委託解除者は児童相談所を経由して行います。



- ① 「貸付申請書」は施設又は里親、児童相談所から受け取り、必要事項を記入したのち、添付書類と併せて経由先に提出してください。

【提出書類】（各 1 通）

- ☐ 貸付申請書(様式 1)
- ☐ 親権者等同意書（様式 2）
- ☐ 借入申込に関する児童養護施設長又は児童相談所長意見書(様式 3—1 又は 3—2)
- ☐ 現住所を証明できる書類（住民票抄本）
（発行後 3 か月以内）
- ☐ 進学者…在学証明書（任意様式）
- ☐ 就職者…在職証明書（様式 4）
- ☐ 家賃支援費所要額調書
（様式 5、賃貸契約書等の写し添付）
- ☐ 資格取得支援費所要額調書
（様式 6、授業料の領収書等の写し添付）
- ☐ 連帯保証人…直近の年間収入を証明する書類
（源泉徴収票の写し又は、課税証明書）



- ② 申請書類は、経由先から県社協に送付され、県社協が審査し、貸付けの可否を決定します。
- ③ 審査の結果は、「貸付（承認・不承認）決定通知書」により、県社協から経由先を通じて、申請者に通知します。



契約・交付

④自立支援資金の貸付が決定となった方は、**通知の日から起算して14日以内に次の書類に記入、署名及び押印のうえ、経由先を通じて県社協に提出してください。**

【提出書類】

- ☐ 借用証書（様式8）
- ☐ 誓約書（様式9-1/9-2/9-3）
- ☐ 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内）
- ☐ 送金口座（申込・変更）申請書（様式10）
- ☐ 通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号・名義等が記載されている部分）
- ☐ 個人情報の取扱（同意書）（様式11）

⑤生活支援金と家賃支援金は、1年間分を4回に分割して交付します。（5月、8月、11月、2月）

※貸付金は当該月の15日に送金します。（送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日）

※貸付決定後の第1回目の交付は、貸付契約後となります。ただし、必要書類の提出状況により貸付金の交付が遅延することがあります。

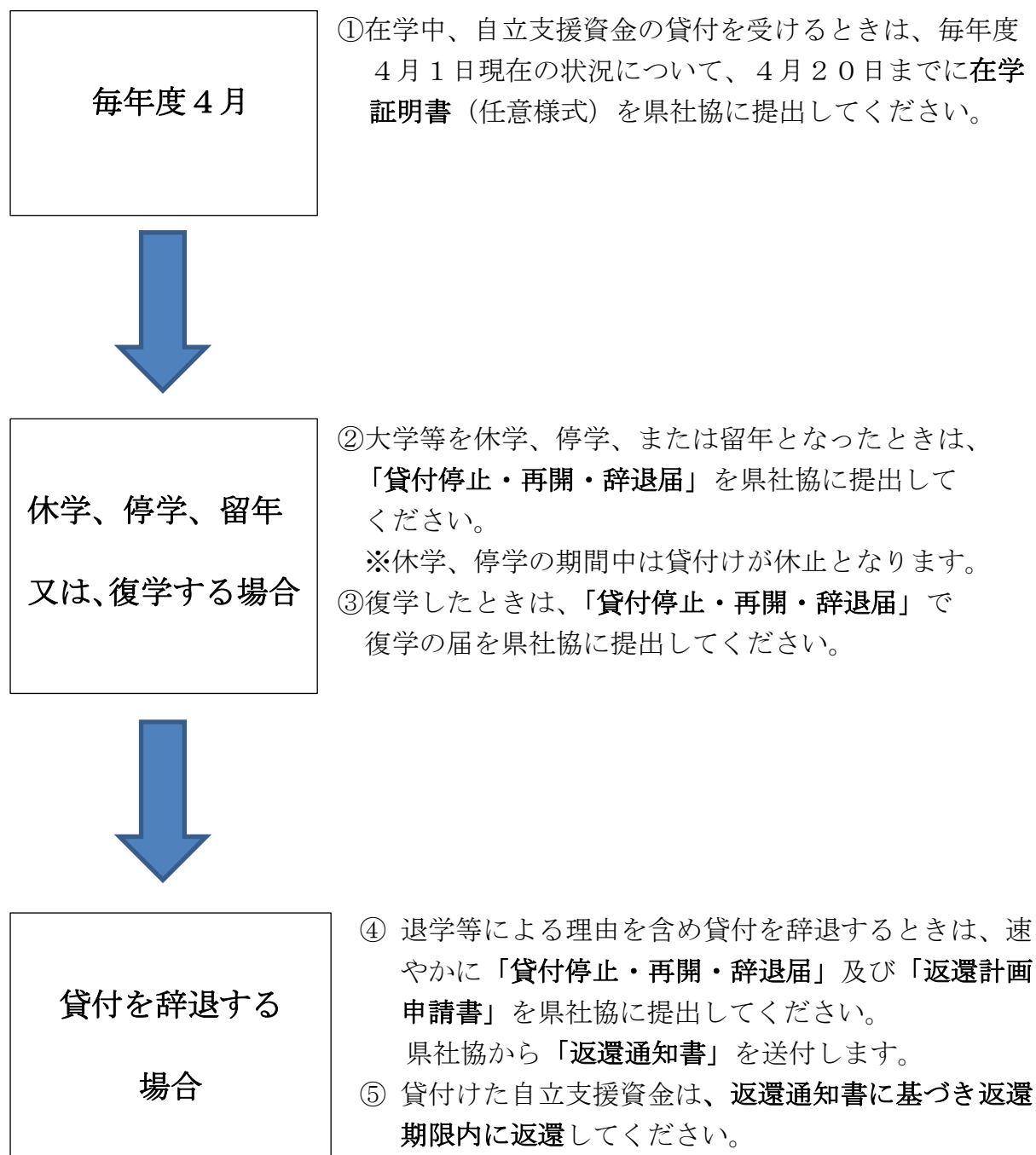
※貸付を辞退するときは、当該年度の第1回目の送金、または各送金が行われる月の1か月前までに「**貸付停止・再開・辞退届**」を県社協に提出してください。

※貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかった場合は、貸付けた自立支援資金が一括又は月賦による均等払により返還しなければなりませんので貸付申請の際は十分ご検討ください。

3 資金交付中・交付後の手続き

(1) 生活支援費や家賃支援費を借り受けた進学者

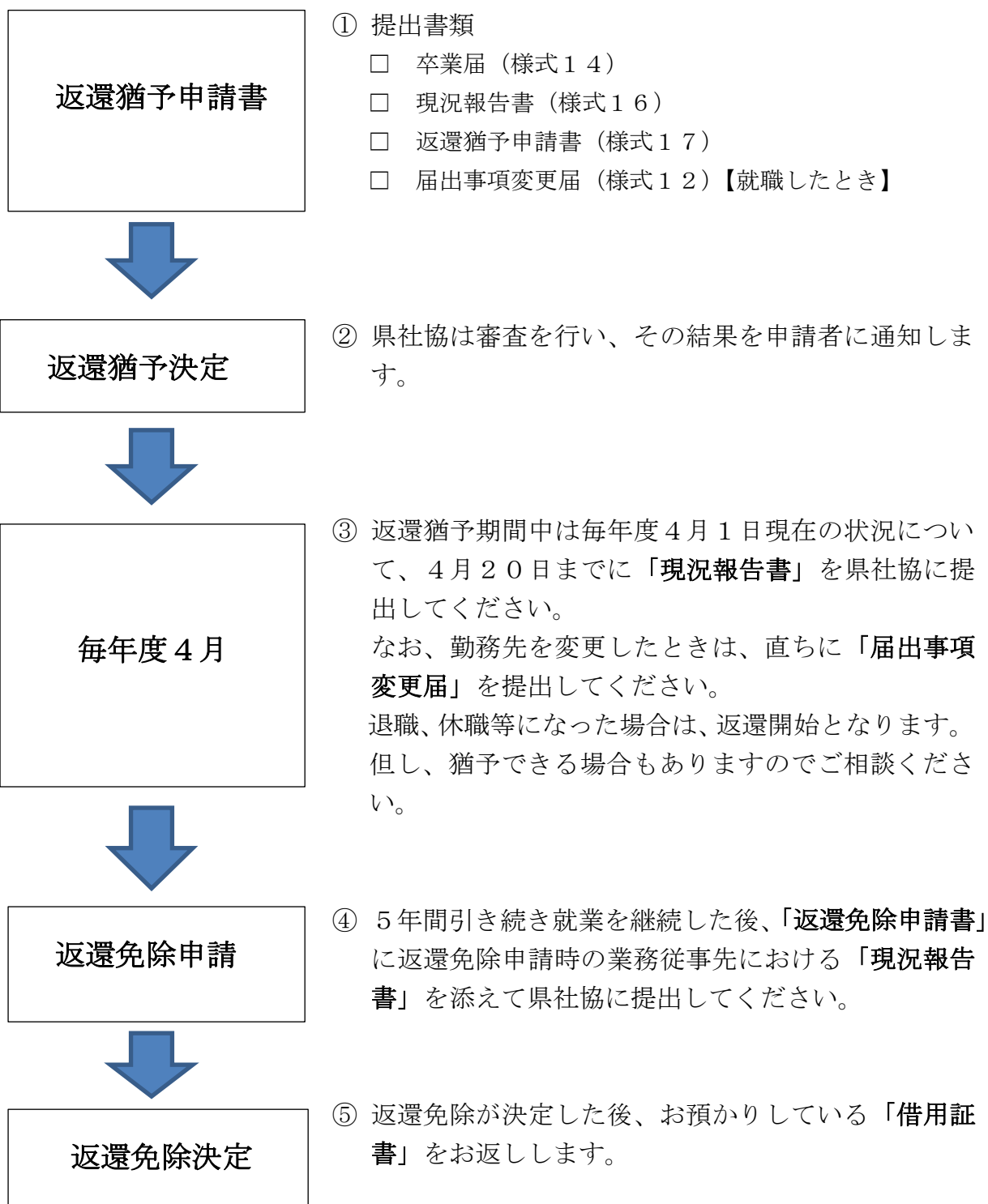
【在学中】



※返還が滞った場合「**連帯保証人**」に債務の全額を請求し、返還していただきます。

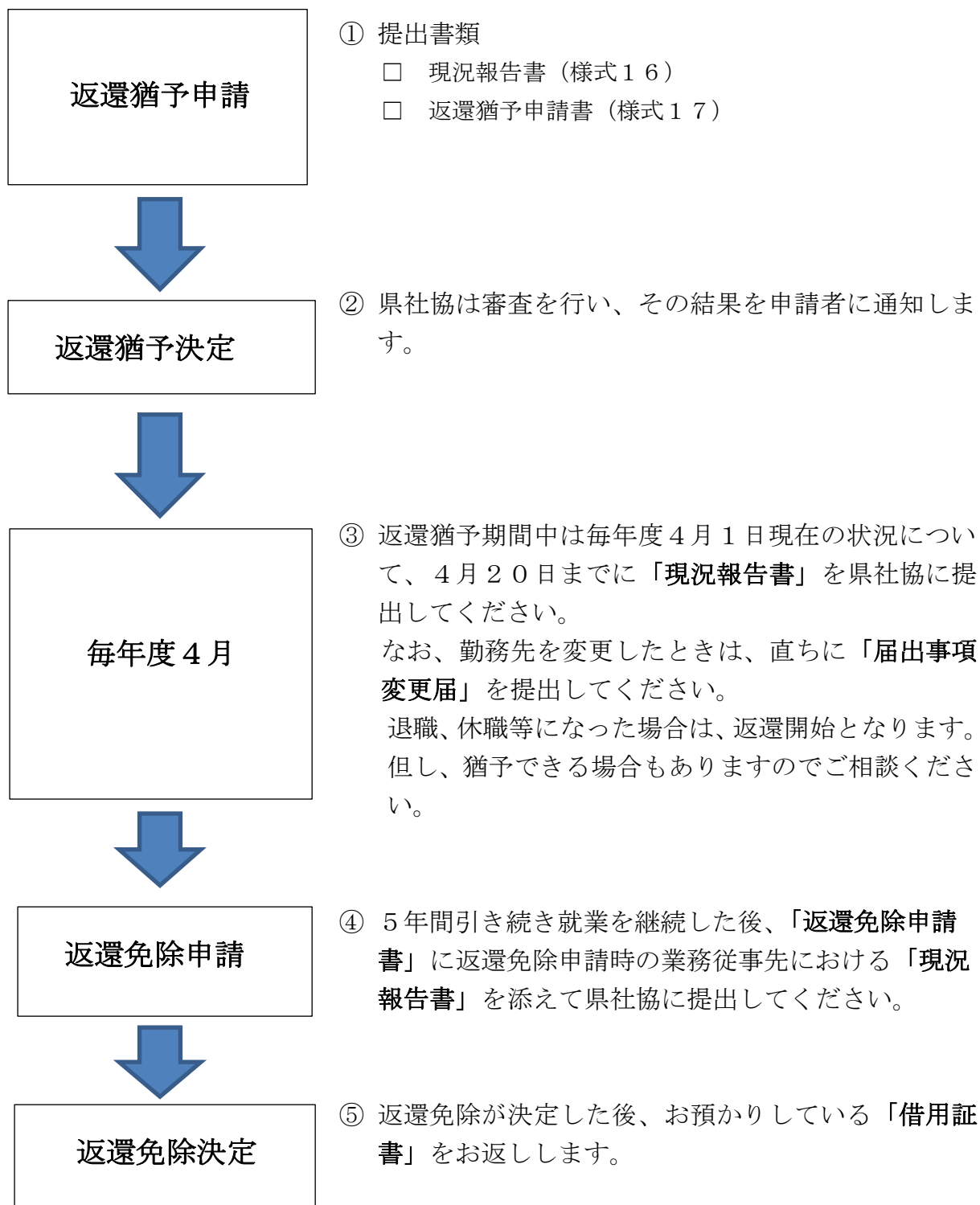
【卒業後】

大学等を卒業し、1年以内に就職したときはその業務の従事期間中は自立支援資金の返還が猶予され、さらには5年間引き続き就業を継続したときは、貸し付けた自立支援資金の返還を免除することができます。



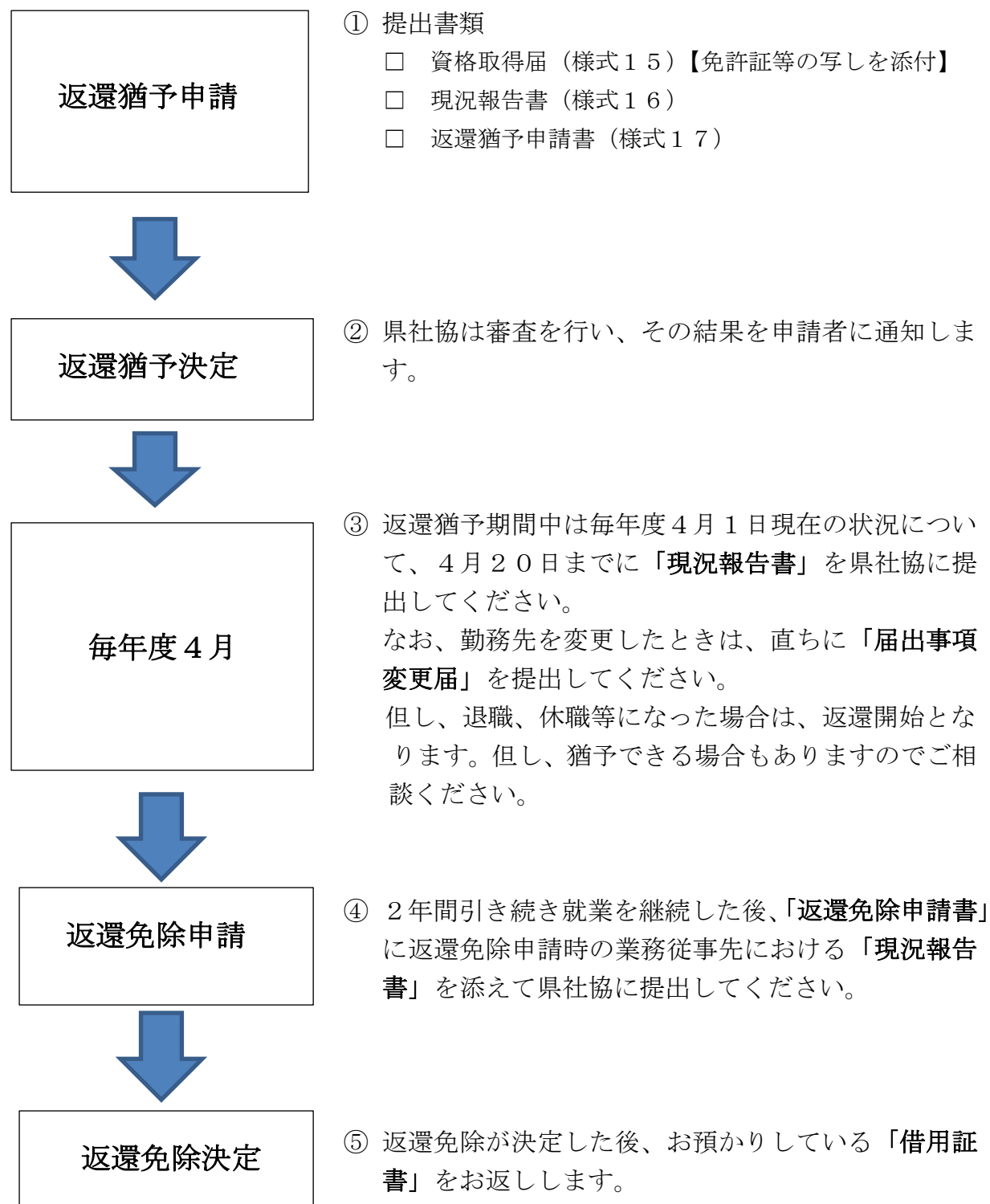
(2) 家賃支援費を借り受けた就職者

自立支援資金の貸付を受けてから引き続き就業しているときは返還の猶予、さらには就職した日から5年間引き続き就業を継続したときは貸し付けた自立支援資金の返還を免除することができます。



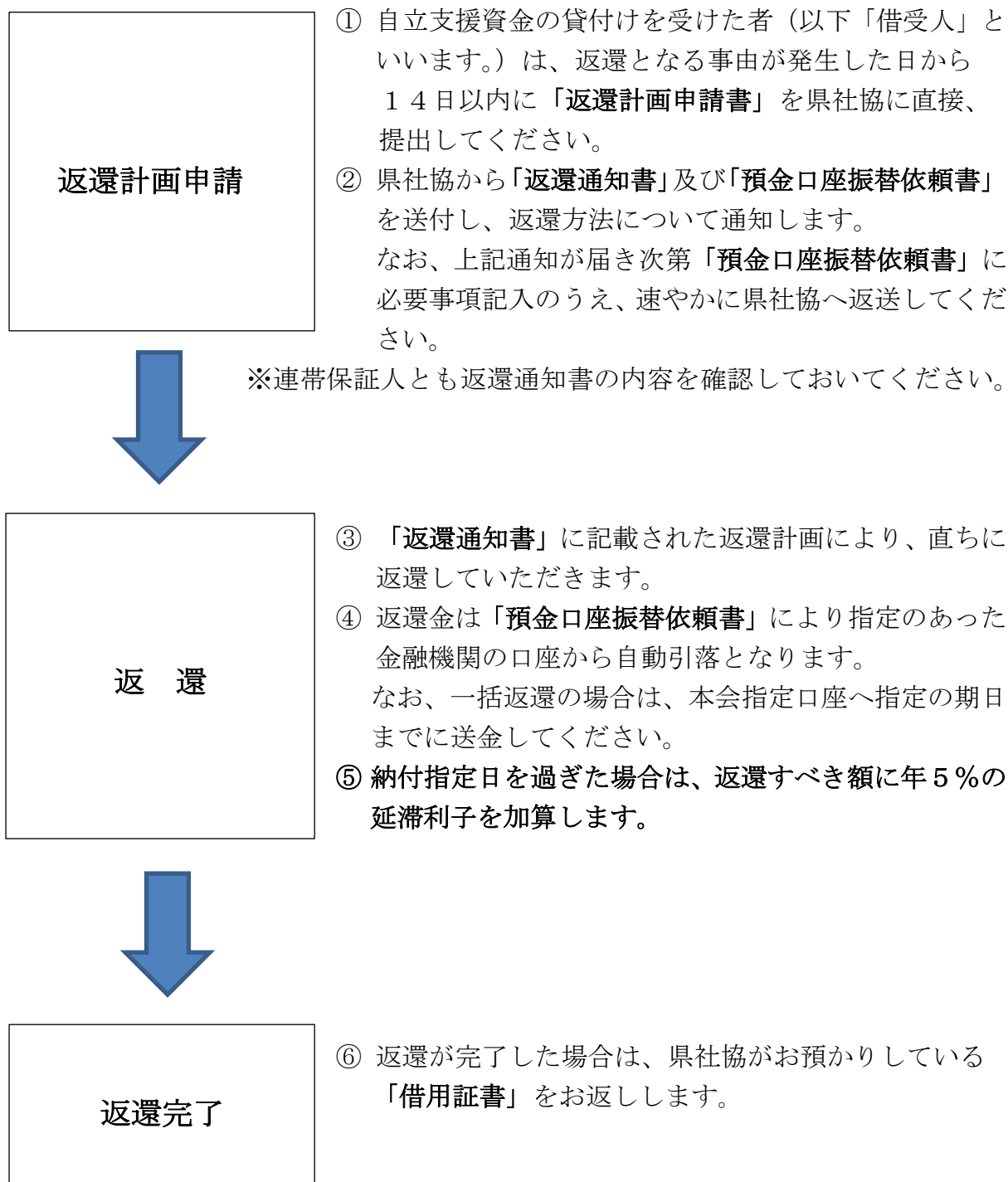
(3) 資格取得支援費を借り受けた方

児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中のとき、大学等に在学中のとき、就業しているときは返還の猶予、さらには就職した日から2年間引き続き就業を継続したときは貸付けた自立支援資金の返還を免除することができます。



4 資金交付後の手続き（返還の場合）

自立支援資金の貸付けを受けた方が大学等を退学したときや卒業後1年以内に就職しなかったとき、資格を取得する見込みがなくなったときなどの場合には、貸付けた自立支援資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く）返還していただくことになり、次の手続きを行っていただきます。



5 その他の手続き

住所、氏名、勤務先
等を変更した場合
(届出内容に変更
があった場合)

- ① 借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、「届出事項変更届」を直ちに県社協に提出してください。
- ② 貸付を受けていた者が、勤務先を変更した場合、または転職した場合、その都度、「届出事項変更届」と「現況報告書」を直ちに県社協に提出してください。
- ③ 受け取り口座に変更がある場合は、「送金口座（申込・変更）申請書」を県社協に提出してください。

6 手続きに必要な提出書類一覧

(1) 生活支援費や家賃支援費を借り受けた進学者

【在学中】

事 項	提出書類	様式	備 考
進級したとき 【全員必須】	在学証明書	任意様式	毎年4月20日まで県社協に提出してください。
休学、停学したとき	貸付停止・再開・ 辞退届	様式13	貸付を停止します。
留年したとき			理由により貸付期間を延長することがあります。
復学したとき			貸付を再開します。
退学したとき(就職 していない場合)	貸付停止・再開・ 辞退届	様式13	
	返還計画申請書	様式21	返還通知書に基づき返還してください。
退学したとき(就職 した場合)	貸付停止・再開・ 辞退届	様式13	
	現況報告書	様式16	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式17	
借受人が修学に堪 えがたい程度の心 身の故障を生じた とき	現況報告書	様式16	事実を証明する書類を添付してください。
借受を辞退すると き(引き続き在学す る場合)	貸付停止・再開・ 辞退届	様式13	
	返還猶予申請書	様式17	
借受人及び連帯保 証人の氏名、住所等 に変更があったと き	届出事項変更届	様式12	
借受人及び連帯保 証人が死亡したと き	届出事項変更届	様式12	死亡したときは除籍証明書又は死亡証明書の写しを添付してください。
	返還計画申請書	様式21	借受人が死亡したときは連帯保証人等より返還していただきます。

【卒業後】

事 項	提出書類	様式	備 考
卒業時（就職していない場合） 【全員必須】	卒業届	様式 1 4	
	現況報告書	様式 1 6	
	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に基づき返還してください。
卒業時（就職した場合）【全員必須】	卒業届	様式 1 4	
	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 1 7	
毎年 4 月 1 日 【全員必須】	現況報告書	様式 1 6	毎年 4 月 2 0 日まで県社協に提出してください。
就職したとき	届出事項変更届	様式 1 2	
	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 1 7	
勤務先を変更したとき	届出事項変更届	様式 1 2	
	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
退職、休職したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に基づき返還してください。
大学等を卒業した日から、1 年以内に就職しなかったとき	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に基づき返還してください。
災害、疾病、負傷等により就業できないとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 1 7	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。

事 項	提出書類	様式	備 考
借受人が業務に堪えがたい程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式 1 6	事実を証明する書類を添付してください。
借受人及び連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	届出事項変更届	様式 1 2	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式 1 2	死亡したときは除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。
	返還計画申請書	様式 2 1	借受人が死亡したときは連帯保証人等より返還していただきます。
大学等を卒業した日から、1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還免除申請書	様式 1 9	

(2) 家賃支援費を借り受けた就職者

事 項	提出書類	様式	備 考
借受を辞退するとき (引き続き就業する場合)	貸付停止・再開・ 辞退届	様式 1 3	
	返還猶予申請書	様式 1 7	
毎年 4 月 1 日 【全員必須】	現況報告書	様式 1 6	毎年 4 月 2 0 日まで県社協に 提供してください。
退職、休職したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただき ます。
	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に基づき返還して ください。
勤務先を変更したとき	届出事項変更届	様式 1 2	
	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただき ます。
再就職したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただき ます。
	返還猶予申請書	様式 1 7	
借受人が業務に堪えない 程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式 1 6	事実を証明する書類を添付し てください。
災害、疾病、負傷等により 就業できないとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただき ます。
	返還猶予申請書	由式 1 7	医師の診断書、罹災証明書等を 添付してください。
借受人及び連帯保証人の氏名、 住所等に変更があったとき	届出事項変更届	様式 1 2	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式 1 2	死亡したときは除籍証明書又は、 死亡診断書の写しを添付し てください。
	返還計画申請書	様式 2 1	借受人が死亡したときは連帯 保証人等より返還していただき ます。
就職した日から 5 年間 引き続き就業を継続したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただき ます。
	返還免除申請書	様式 1 9	

(3) 資格取得支援費を借り受けた方

事 項	提出書類	様式	備 考
資格を取得したとき	資格取得届	様式 1 5	
貸付の対象となった資格を取得する見込みがなくなったとき	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に基づき返還してください。
進学後に借り受けた方の卒業時（就職していない場合）	卒業届	様式 1 4	
	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に基づき返還してください。
進学後に借り受けた方の卒業時（就職した場合）	卒業届	様式 1 4	
	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 1 7	
毎年 4 月 1 日 【全員必須】	現況報告書	様式 1 6	毎年 4 月 2 0 日まで県社協に提出してください。
就職したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 1 7	
勤務先を変更したとき	届出事項変更届	様式 1 2	
	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
退職、休職したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に) 基づき返還してください。
大学等を卒業した日から 1 年以内に就職しなかったとき	返還計画申請書	様式 2 1	返還通知書に基づき返還してください。
借受人が業務に堪えがたい程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式 1 6	事実を証明する書類を添付してください。
借受人及び連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	届出事項変更届	様式 1 2	

事項	提出書類	様式	備考
災害、疾病、負傷等により就業できないとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式 1 7	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式 1 2	死亡したときは死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付してください。
	返還計画申請書	様式 2 1	借受人が死亡したときは連帯保証人等より返還していただきます。
大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ 2 年間引き続き就業を継続したとき	現況報告書	様式 1 6	就業先より証明していただきます。
	返還免除申請書	様式 1 9	

(4) その他の手続き

事項	提出書類	様式	備考
送金口座を変更するとき	送金口座（申込・変更）申請書	様式 1 0	